

議案第 1 1 9 号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成 1 2 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表第 2 部会の項中「、第 3 部会及び第 4 部会」を「及び第 3 部会から第 5 部会まで」に改め、同表第 3 部会の項中「第 3 3 条の 1 5 第 3 項」を「第 3 3 条の 1 5 第 2 項」に改め、「事項に関すること」の次に「（児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び意見表明等支援事業、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童心理治療施設並びに一時保護に係る被措置児童等虐待に係るものに限る。）」を加え、同表中

「

第 4 部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 2 号）第 4 条第 5 項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。
--------	--

」

を

「

第 4 部会	1 法第 33 条の 15 第 2 項に規定する報告に係る事項に関する こと（第 3 部会に係るものを除く。）。 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条の 6 第 2 項に規定する報告に係る事項に関すること。
第 5 部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号） 第 4 条第 5 項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関す ること。

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法等の一部改正により、被措置児童等虐待について講じられた措置に関する児童福祉審議会への報告対象となる施設等に、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園等の施設等が加えられたことに伴い、これらの報告に係る事項の調査審議を第 3 部会及び新たに設置する部会で行うこととすること等のため、この条例を制定するものである。